

子育て支援制度徹底活用術！ その2 〈公務員制度〉

今回は、地方公務員の育児休業等に関する制度等地方公務員の方に原則適用されている法律について、わかりやすくご紹介します。(ただし、各自治体毎に条例等で定めていますので、内容が異なる場合があります。)

前回ご紹介した民間の制度と同様に、新たに制度が改定されました。
ママやパパの仕事と育児の両立のための道しるべとしてご活用ください。

◆ 産前産後休暇（産休）

出産予定の女性職員は、請求により産前 6～8 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）の休暇を取ることが出来ます。また、出産の翌日から 8 週間（産後 6 週間を経過した職員が申し出て、医師が支障がないと認めた場合には勤務可能）



◆ 保育時間

1 歳未満の子を養育する職員が授乳や託児所などへの送迎を行う場合に 1 日 2 回各 30 分以内、保育時間の取得をすることができます。*男性は取得不可なところもあります。



◆ 育児休業

3 歳未満の子を養育する職員は、最長で 3 歳の誕生日の前日まで休業することができます。

※休業中は無給ですが、共済組合から子が 1 歳になるまで育児休業給付金の支給、共済掛け金が免除されます。



◆ 育児短時間勤務

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、短い勤務時間で勤務することができます。1 週間当たりの勤務時間が、19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分、24 時間 35 分の中から選択することができます。



◆ 部分休業（育児時間）

小学校入学前の子を養育する職員は 1 日 2 時間以内まで勤務しないことができます

◆ 子の看護休暇

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が子を看護する必要がある場合子が一人であれば年 5 日、2 人以上であれば年 10 日取得出来ます。

◆ 短期介護休暇

配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等の介護等を行う職員に与えられた休暇です。
年5日（対象となる要介護者が2人以上の場合は年10日）取得出来ます。



◆ 介護休暇

配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等の介護等を行う職員に与えられた休暇です。
介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6ヶ月以内の期間（1日又は1時間単位1日4時間以内）取得出来ます。

◆ 早出遅出勤務

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員・放課後児童クラブに通う小学校に就学している子を迎えに行く職員又は、配偶者・父母・子等を介護する職員が、1日の勤務時間を変更することなく始業・終業時刻を繰り上げまたは繰り下げて勤務することができます。

◆ 深夜勤務の制限

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員、または、配偶者、父母、子等を介護する職員の深夜（午後10時から翌朝5時）における勤務を免除する制度です。

◆ 超過勤務の制限

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員、または、配偶者、父母、子等を介護する職員の超過勤務時間を月24時間以内かつ、年150時間以内に制限する制度です。

◆ 超過勤務の免除

3歳に達するまでの子を養育する職員の超過勤務を免除する制度です。

◆ （参考）女性職員に対する措置

- ①深夜勤務及び時間外勤務の制限
- ②健康診査及び保健指導のための職務専念義務免除
- ③業務軽減 ④通勤緩和 ⑤休息、補食のための職務専念義務免除



●詳細については、自治体により異なりますので所管課もしくは人事又は総務部門にお問い合わせください。

地域医療推進課 TEL0285-58-7055 chisui@jichi.ac.jp

育児休業・休暇制度のイメージ

